

令和3年2月12日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款以外の供給条件の認可及び 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認 に関する意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可及び再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について審査を行い、本日、当該認可及び承認を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額インバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられることから、資源エネルギー庁は、一般送配電事業者に対し、インバランス精算金及び再エネ卸約款に基づく料金の支払いを猶予する措置を講じる手続き等をとるよう要請を行いました。

当該要請を受けた各一般送配電事業者は、これらの要請を踏まえ、インバランス精算金及び再エネ卸約款に基づく料金の支払いを猶予する措置を講じるため、令和3年2月10日付けで、経済産業大臣宛に託送約款以外の供給条件の認可申請及び再エネ卸約款以外の供給条件の承認申請を行いました。

今般、当該認可申請及び承認申請を受け、同日付けで、電気事業法第66条の11第1項第5号及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第21条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありました。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、当該申請内容について審査を行った結果、本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文に照らし、託送約款及び再エネ卸約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件として認可等して差し支えないものと考えられることから、経済産業大臣へ認可等することに異存がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ①託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）
- ②再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

本発表資料のお問い合わせ先
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者: 高橋、茂木
電話: 03-3501-1585(直通)